

防 衛
(参考資料)

財務省

2023年10月27日

財政審議会におけるこれまでの指摘事項（防衛装備品調達関係）

令和4年度

- コストの適正評価・価格への反映等の徹底
- 防衛産業の市場拡大に向けた防衛装備移転の推進

令和3年度

- 予算執行調査等の活用による実態調査（部品価格上昇要因の深堀り等）
- 部品レベルでのコスト管理やコスト抑制策
- プロジェクト管理（次期戦闘機の開発、プロジェクト管理の見直し基準）
- 安全保障の強化に向けた調達改革

令和2年度

- 装備品の調達手法とコスト管理
- ライフサイクルコスト変動要因の実態把握不足
- プロジェクト管理体制・権限の一貫性の不存在
- 調達改革の目指すべき方向性（顕在化する事象からの掘り下げ）
- 安全保障の強化に向けた調達改革

令和元年度

- 合理的な調達手法の検討（まとめ買い、ライセンス国産）
- プロジェクト管理対象の拡大、基準の見直し等
- 入札の適正化による国内外の企業間競争の促進
- 次期戦闘機の開発管理

平成30年度

- 調達改革の一層の強化（原価低減）
- 防衛装備庁設置後の取組（ライフサイクルコスト、コストデータベース、人材の積極的な育成）
- 民需の減少を装備品の単価上昇で賄う構造の是正
- 装備品の優先順位付け

平成29年度

- 製造価格の抑制（ダブルGCIPの解消）
- F-35Aの調達と国内企業参画

平成28年度

- 装備品の取得方法の効率化・最適化
- 装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化
- 国内産業の再編・連携
- 原価の監査の徹底
- GCIP率の見直し
- 契約時における価格上昇リスクの抑制
- 「防衛装備移転三原則」を踏まえた装備品の海外移転
- 研究開発における知的財産権の活用

平成27年度

- 調達改革
- 一般物件費の見直し（在日米軍駐留経費負担）

「防衛力整備計画」(令和4年12月16日 国家安全保障会議決定、閣議決定)

IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

1 防衛生産基盤の強化

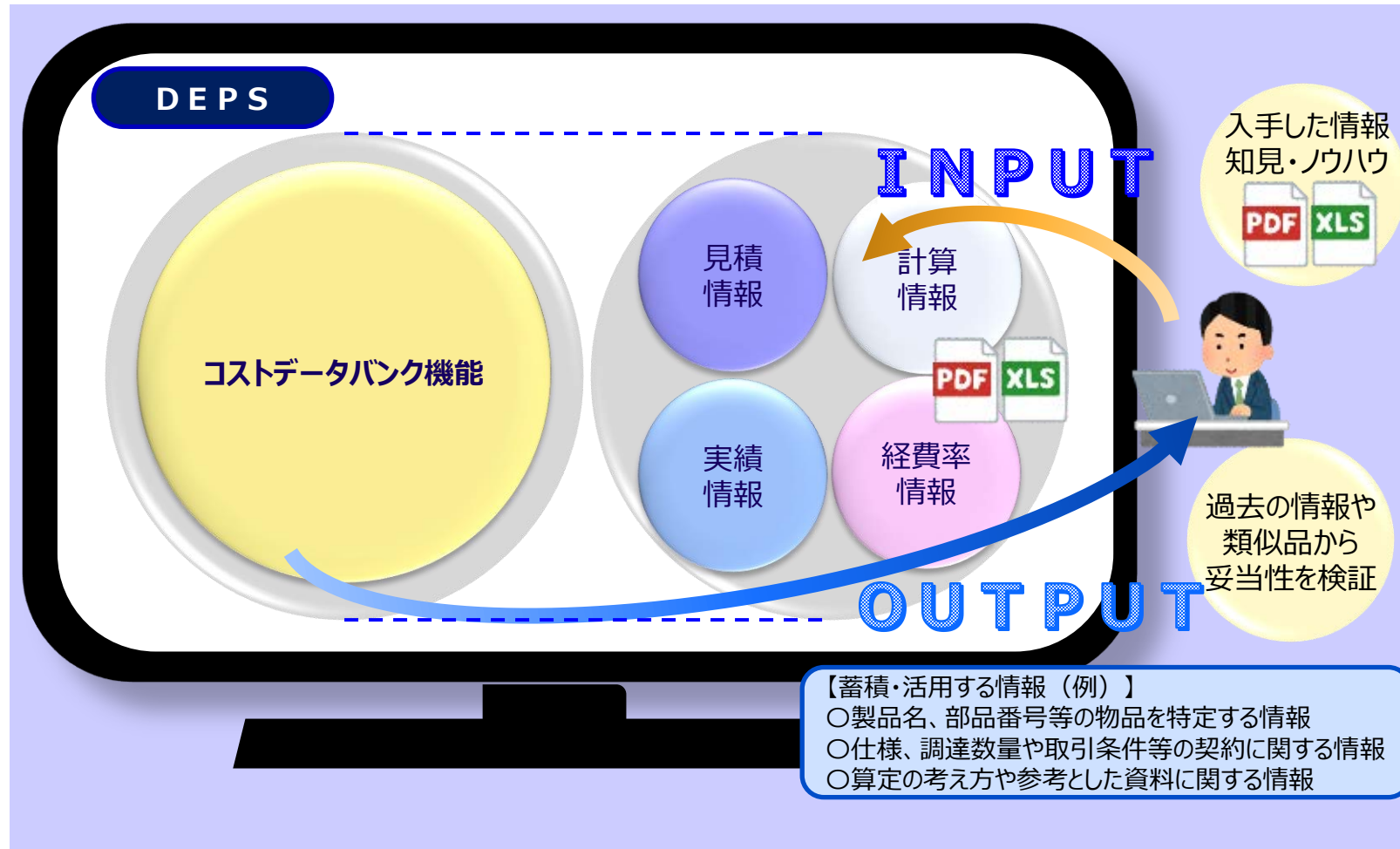
我が国の防衛産業は装備品のライフサイクルの各段階を担っており、装備品と防衛産業は一体不可分であり、防衛生産・技術基盤はいわば防衛力そのものと位置付けられるものである。

企業にとって、防衛事業は高度な要求性能や保全措置への対応に多大な経営資源の投入を必要とする一方で、収益性は調達制度上の水準より低く、現状では、販路が自衛隊に限られ成長が期待されないなど産業としての魅力が乏しいこと、サプライチェーン上のリスクやサイバー攻撃といった様々なリスクが顕在化しているなど、多様な課題を抱えている。

これらの課題に対応するため、各企業の防衛事業に対する品質管理、コスト管理、納期管理等を評価して企業のコストや利益を適正に算定する方式を導入し、防衛産業の魅力化を図る。また、企画提案方式等、企業の予見可能性を図りつつ、国内基盤を維持・強化する観点を一層重視した装備品の取得方式を採用していく。有償援助(FMS)調達する装備品についても、国内企業の参画を促進するための取組を行うとともに、合理化・効率化に努める。

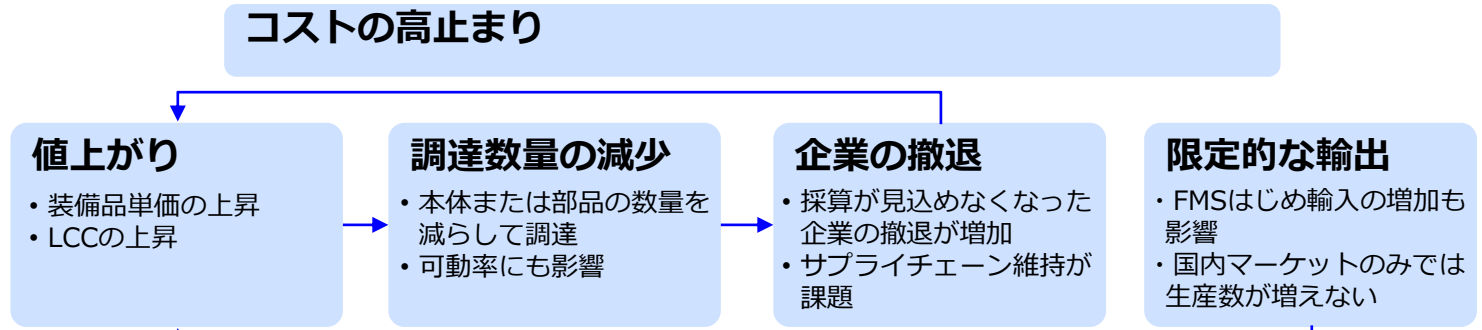
DEPS※の機能として、原価計算業務、原価監査業務、原価調査業務等における価格等情報の蓄積の他、現行CALSのシステム外で作成されたデータや紙媒体で管理されていた価格等情報についても、組織的にコストデータバンクへ保管・蓄積することで、過去の情報等を容易に参照し、事後の予定価格算定業務の支援に資する機能として、実装に向けた調整を実施。

※令和5年12月運用開始予定の防衛装備品等調達システム



調達改革の目指すべき方向性（令和2年度財審指摘）

＜事実＞
顕在化している
現象



等

＜評価＞
各現象の要因

コストの細分化分析不足

- ・ コストデータベース未完成 → コスト高、値上がり原因の特定ができない
- ・ 適切なコスト目標が設定できていない

企業能力の把握不足

- ・ 企業から得られた情報が防衛省内の部局の壁を超えて共有できていない。企業との交渉も横断的にできていない。
- ・ 担当者（特にPM）が短期で異動し、情報が蓄積できていない。
- ・ 企業の投資回収についての配慮、企業再編含めた長期的な視野も必要

独自仕様の追求

- ・ 海外との比較ができていない。
- ・ Make or Buyの判断ができない
- ・ 海外で売れる装備品にできていない。

＜分析＞
対応すべき課題

一貫した調達体制（権限と責任）の構築

- ・ 装備品のライフサイクルに一貫して責任を負う者（例：構想責任者、PM等）を選任することで、LCC低減の実効性を確保。
- ・ 防衛省内のプロセス分断を廃し、権限やインセンティブ構造も見直す等、組織最適化に向けた取組も必須。

最適な調達活動の前提となる統一的なコストデータベースの作成

- ・ 全ての装備品を対象とし、部品単位でのデータ把握が可能なレベルで、部局の壁を超えて関係者間で共有。
- ・ 企業間（国内外問わず）の競争を促進し、日本の装備品（ひいては企業能力）のレベル向上にもつなげる。

（出所）令和2年度財政制度等審議会資料

1. 目的

装備品等に関するコスト、スケジュール、リスク、パフォーマンス等の管理を通じて装備取得の最適化を図る

2. ポイント

- 構想段階～研究・開発段階～量産・配備段階～運用・維持・廃棄段階まで**装備品のライフサイクルを通じ一貫して管理**
- 選定基準に基づき、プロジェクト管理重点対象装備品等を選定し、**専従のプロジェクト・マネージャー(PM)を指名**。取得戦略計画の策定や**統合プロジェクトチーム(IPT)**の設置等により管理(一部の装備品では、重点対象に準じた管理も実施)

構想段階

研究・開発段階

量産・配備段階

運用・維持・
廃棄段階

プロジェクト管理対象装備品

		プロジェクト管理重点対象装備品等(33品目)						準重点管理対象装備品等(12品目)	
陸 自	 03式中距離地对空誘導弾(改善型)	 水陸両用車	 陸自UH-2	 島嶼防衛用高速滑空弾※	 オスプレイ(ティルト・ローター機)	 16式機動戦闘車	 19式装輪自走155mmリゅう弾砲	 10式戦車	
	 島嶼防衛用高速滑空弾(能力向上型) ※	 03式中距離地对空誘導弾(改善型) 能力向上型※	 目標観測弾※	 装輪装甲車※	 極超音速誘導弾※				
海 自	 SM-3ブロックII A	 「もがみ型」護衛艦	 SH-60K 能力向上型	 P-1	 29年度型潜水艦	 12式地对艦誘導弾 能力向上型(地発型・艦発型・空発型)※	 新艦対空誘導弾※	 掃海艦	
	 イーグリス・システム搭載艦※	 トマホーク※	 潜水艦発射型誘導弾※	 管制型試験UUV※				 哨戒艦※	 哨戒機用新空対艦誘導弾※
空 自	 グローバルホーク(滞空型無人機)	 C-2	 F-35A	 次期戦闘機※	 KC-46A	 E-2D	 宇宙状況監視システム※	 次期警戒管制レーダ装置※	
	 F-35B	 スタンド・オフ電子戦機※	 F-15能力向上型※	 SDA衛星システム※				 ASM-3(改)※	 RC-2

○重点対象装備品等の選定は①及び②の両方を満足
 ○準重点管理対象装備品等の選定は①又は②を満足
 ※量産・配備段階の終期以降は選定対象外。なお、長官が適当と認めた装備品は重点対象装備品等又は準重点管理対象装備品等として選定可能

①ライフサイクルコストによる選定基準 →以下のいずれかに該当する装備品

- (1) 研究・開発段階までの経費：230億円以上
- (2) 量産・配備段階の経費：2,000億円以上
- (3) ライフサイクルコスト：3,000億円以上

②防衛力整備の観点からの重要性基準 →以下のいずれかに該当する装備品

- (1) 統合運用、(2) 技術的な成熟度、(3) 国際共同開発・生産、(4) 防衛生産・技術基盤の維持・強化、(5) 装備品等を取り巻く事情、(6) その他防衛力の整備に関し長官が必要と認める観点

装備庁



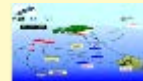
HGV対処用誘導弾システム※



将来レールガン※



長期運用型無人水中航走体(UUV)※



島嶼防衛用新対艦誘導弾※

LCC変動要因の実態把握不足（令和2年度財審指摘）

<LCCコストデータベースの整備状況>

現行データベース（平成28年4月から運用開始）

- ✓ LCC管理機能、コストデータベース機能、EVM機能（進捗管理、契約履行管理機能）を有することとなっていた。
- ✓ 平成29年度決算報告や、平成30年度予算執行調査において、以下の指摘が出たものの、現時点でもこれらの課題に未対応。
 - 入力したコストデータの比較や分析を行うことができない
 - データ情報が少なく、統計的手法の活用による推計ができない
 - 予算、契約担当者等に情報が共有されず、有効活用不可



今後の予定（令和2年10月時点）

- ✓ 平成30年度に立ち上げた次期システム検討委員会における議論を継続し、新システムの構築を目指す。
- ✓ 次期LCCデータベースパイロットモデルは、**最速で令和6年1月稼働予定。**（今後3年以上、コストデータ利活用が困難な状況）

<現状のLCCデータフォーマット>

プロセス	詳細項目	プロセス	詳細項目
構想段階	構想検討		試験等
研究・開発段階	技術研究	改修内容ごとのコスト不明	補用品
	試作品費		修理役務
	官給用装備品		部隊整備・修理
	技術試験		改修
	実用試験		整備用器材
量産・配備段階	試験設備	運用・維持段階	弾薬等
	初度費		支援機器材
	装備品本体	施設単位のコスト不明	施設
	教育・訓練		
	燃料費等		
	技術支援費		
	その他		
		廃棄段階	装備品
			施設
		合計	

装備品本体価格の内訳（主要部品の価格等）を
求めることとされていない

注：アメリカではLCC内訳を詳細な粒度（例：装備品本体であれば原材料費、加工時間、品質管理費、直接人件費、間接人件費、等）で求めることとしている。

(参考) プロジェクト管理における事業見直し基準

平成28年度
財政制度等審議会資料

○ 米国の国防授權法(ナン=マッカーディ条項)では、装備品単価の一定の上昇が生じた場合、事業継続について議会の承認を要することとするなど、日本と比して厳格な要件を置いている。

日本: 装備品等のプロジェクト管理に関する訓令(H27.10.1付 防衛大臣訓令)
取得戦略計画の見直し等について(H28.4.8付 防衛装備庁長官通達)

現行基準見積比	15%上昇	25%上昇
当初基準見積比	30%上昇	50%上昇
見直しのタイミング	原則として年度毎(訓令 § 15②)	
取るべきアクション	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛装備庁長官は、取得戦略計画の見直しについて、関係局長及び関係幕僚長等と調整を行う(通達 § 3①) ○ 取得戦略計画の重要な事項に変更を及ぼすような見直しを行う場合は、装備取得委員会の審議を踏まえ、防衛大臣への報告又は承認が必要(訓令 § 16②) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛装備庁長官は、取得プログラムを中止することが適当と認めるか否かについての防衛大臣の判断に資するため、関係局長及び関係幕僚長等と調整を行い、取得プログラムの継続の必要性について検討する(通達 § 3②)
継続の要件	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛大臣は、当該取得プログラムを中止することが適当と認めるときは、その中止を命じる(訓令 § 17)

米国: 国防授權法(National Defense Authorization Act)の改正事項(ナン=マッカーディー条項)

	重要な不履行	クリティカルな不履行
現行基準見積比	15%上昇	25%上昇
当初基準見積比	30%上昇	50%上昇
見直しのタイミング	4半期毎	
取るべきアクション	<ul style="list-style-type: none"> ○ 45日以内に、計画の変更の内容やその原因等の必要事項を記載した不履行通知書及び当該4半期の取得計画報告を議会(下院)に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コスト上昇の根本原因分析を実施し、事業を継続する場合、60日以内に、国防長官から議会(下院)へ同分析を提出するとともに、以下を証明し、承認の可否を問う <ul style="list-style-type: none"> ・安全保障上の不可欠性 ・事業のコスト増を賄う他の事業より優先順位が高いことの証明 ・コスト・コントロールを実施する枠組み 等
継続の要件	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会(下院)の承認が必要